

R6年度の

防火設備・建築設備の

定期報告は**オンライン** 報告をご利用ください。

※防火設備は、**原則、オンライン報告**でお願いします。



オンライン報告の3つのメリット

Merit

1

報告が簡単

PCに入力するだけで報告書の作成～提出が完了します。R7年度の報告時は、今年度入力した内容を活用できます。

Merit

2

時間の効率化

提出窓口に出向くことも、並ぶ必要もなく、時間を有効に使えます。副本交付も従来に比べ早くなります。

Merit

3

ペーパーレス

報告書や副本はPDFで作成されます。紙類の削減につながり、保管の手間も省けます。

その他の特定行政庁(下記の9市): 今年度の防火設備はオンライン報告を試行します。

※尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・明石市・加古川市・高砂市に存する建築物

まずは、オンライン報告の要件をチェック！



CHECK

オンラインで定期報告
できるもの

- ☑ **防火設備**又は**建築設備**の定期報告であること
- ☑ **兵庫県が特定行政庁**となる区域に存する建築物であること
(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、
明石市、加古川市、高砂市又は姫路市**以外**の市町に存する建築物)
- ☑ 連絡用の**メールアドレス**をお持ちであること

オンライン報告は、たったの4ステップで完了

Step

1

次のURLにアクセスします。(7/1から利用可)

https://www.hyogo-jkc.or.jp/teiki-hokoku_online.html

※昨年度オンライン報告をされた方は同封の案内通知書に掲載のQRコードからアクセスください。前年度情報が活用できます。



Step

2

入力フォームに必要事項を入力します。

図面や写真は、それぞれ10MBまで添付できます。

最後に入力内容を確認し、

問題がなければ画面最下部の**【報告】ボタンをクリック**します。

※一時保存したい場合は**【一時保存】ボタンをクリック**してください。

※報告後に入力内容を修正したいときは、**【問合せ先】**に連絡してください。

Step

3

必要に応じて、入力完了画面から報告書のPDFを保存します。

設置されていない設備の検査報告書は、保存する必要はありません。

入力したメールアドレス宛てにも、ダウンロード先のURLが送信されます。

Step

4

補正が必要な場合は、後日、電子メールで連絡します。

また、審査が完了したときも電子メールでお知らせします。

(審査完了後は、報告書に受付番号や受付日が付されますので、Step3でPDFを保存している場合であっても、再度PDFの保存が必要です。)

ATTENTION !

ご注意ください

■複数棟ある建物は、入力に当たり、棟ごとのコード番号が必要となりますので、問合せ先に照会してください。

■図面や写真が1ファイルで10MBを超える場合は、問合せ先にご相談ください。

問合せ先

兵庫県住宅建築総合センター

TEL:078-252-3983

E-mail:e_houkoku@hyogo-jkc.or.jp